

児童手当制度改正 申請【必要/不要】確認フローチャート

大津町から児童手当（特例給付）を受けていますか？

はい

いいえ

高校生年代のお子さんがいますか？

高校生年代のお子さんがいますか？

はい

はい

いいえ

高校生年代のお子さんは算定児童（※）として登録されていますか？

お子さんを養育している方の中で所得の高い方の職業は公務員ですか？

受給できません

いいえ

はい

いいえ

勤務先にお問い合わせください

大学生年代の子（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

所得の高い方の住民登録地は（住民票のある住所）は大津町ですか？

いいえ

いいえ

いいえ

申請は不要です

所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください

はい

いいえ

大学生年代の子（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

大学生年代の子（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

いいえ

はい

はい

申請が必要です！
「額改定請求書」を提出してください

申請が必要です！
「額改定請求書」
「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

申請が必要です！
「額改定請求書」
「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください

申請が必要です！
「認定請求書」を提出してください

※算定児童とは・・・児童手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。制度改正前は高校生年代が対象別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。